いわき市民訴訟・最高裁の上告棄却及び上告受理申立不受理決定に抗議する声明

- 1 最高裁判所第三小法廷(林道晴裁判長、宇賀克也裁判官、長嶺安政裁判官、渡邉恵理子裁判官、 今崎幸彦裁判官)は、2024(令和6)年4月10日付で、いわき市民訴訟の一審原告らが行っ た仙台高裁判決に対する上告及び上告受理申立について、上告を棄却し、上告受理申立を受理しな い決定を行った。
- 2 いわき市民訴訟は、2011 (平成23)年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電 所事故の被害者である福島県いわき市民約1500余名が、自主的避難等対象区域であるいわき市 においても原発事故による深刻な被害が長期間継続してきたことを明らかにし、事故を引き起こし た国及び東京電力を被告として、その責任を明らかにするべく、2013 (平成25)年3月11 日に福島地方裁判所いわき支部に提訴した事件である。

第一審判決(2021(令和3)年3月26日判決)は、国の責任を認め、一審被告国及び一審被告東電に対し総額2億円余りの賠償を命じるものであった。一審原告ら及び一審被告国、一審被告東電の双方が仙台高等裁判所に控訴して争われたが、仙台高裁は、2023(令和5)年3月10日、国の責任を否定する一方で、東電の責任を厳しく断罪し、東電に対し一審原告らに3億2260万円の賠償を命じる判決を言い渡した。

これに対し、一審原告ら1339名が、国に責任を問うべく上告及び上告受理申立てを行い、一 審被告東電が上訴しなかったため、最高裁においては、国の責任の存否を争点にして争われること になった。

3 仙台高裁判決は、「長期評価」の信用性があることを前提として、2003(平成15)年以降8年2か月もの間、技術基準適合命令を発しなかったことは、原子力基本法の基本方針に反し、電気事業法に違反する「違法な不作為」であったとし、国が技術基準適合命令を2002(平成14)年末に発していれば、本件事故を回避することができる相当程度高い可能性があったとした。

しかしながら、国賠法上の適用に際して「津波に対する防護措置について幅のある可能性があり、 とられる防護措置の内容によっては、必ず本件津波に対して施設の浸水を防ぐことができ、全電源 を失って炉心溶融を起こす重大事故を防ぐことができたはずであると断定することはできない」と して、国の責任を否定した。

この仙台高裁判決が、国の不作為を違法としながら、国賠法上国の責任を問うことができないとしたのは、下級審裁判所としては、2022年6月17の最高裁第二小法廷判決(以下、「最高裁6.17判決」という。)が「国の責任なし」としている以上、その結論に従うほかはなかったためである。

4 一審原告らは、この仙台高裁判決が、「必ず……断定できない」という要件を用いて国賠法の適用 上違法はないとした判断は、規制権限不行使に関する先行する最高裁判例(筑豊じん肺、関西水俣、 泉南アスベスト、建設アスベストの各訴訟)の判断枠組みには見られない要件を持ち出したもので あり、これまでの最高裁判例が示してきた判断枠組みから逸脱した判断であること、さらに、必ず 結果が回避できたと断定できなければ国賠法上の救済対象としないとした判断は、因果関係の立証 の程度に関する最高裁判例(ルンバール事件)および立証責任の分配に関する最高裁判例(肝がん 見落とし事件)などいくつもの最高裁判例に違背する判断であることを明らかにしてきた。

さらに、12名の研究者による意見書によって、最高裁6.17判決が先例的価値のないもので あることを明らかにしてきた。

5 「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束され

る。」(日本国憲法第76条3項)。

いわき市民訴訟の原告団と弁護団は、最高裁判所の第三小法廷の裁判官の独立性と良心を信じて、 上記の通り、上告理由及び上告受理申立て理由において仙台高裁判決の誤り及び最高裁6.17判 決の誤りを明らかにしてきた。また、最高裁第三小法廷の裁判官に対して、幾たびも裁判官の良心 に従った公正な判断を行うよう要請を繰り返してきた。

仙台高裁判決が誤っていること及び最高裁6.17判決に先例としての価値がないことは、原告団の要請に応えて、最高裁6.17判決を見直し、公正な判断を求める署名に、5586団体による団体署名、31,551筆の個人署名が集まったこと、2023(令和5)年11月17日に、著名人や研究者の呼びかけによって、ノーモア原発公害市民連絡会が発足したことにもあらわれている。

6 仙台高裁判決以降、福島原発事故被害者らが国の責任を問う訴訟において、下級審裁判所において10件の判決が言い渡されているが、いずれの判決も最高裁6.17判決に従い、結論として国の責任を否定する判断となっている。

これらの裁判の訴訟団はすでに上訴の手続きを行っており、高裁判決に対しては上告審に係属することになる。

しかるに、最高裁第三小法廷が今般いわき市民訴訟についてだけ上告棄却及び上告不受理決定を 行ったのは、多くの国民世論の声に耳を傾けず、また、これから最高裁に上告理由及び上告受理申 立て理由が提示される同種訴訟の各訴訟団の見解も聞くことなく下したことになる。今回の決定は、 国策に追随した最高裁6.17判決をただ墨守するためだけの判断であり、憲法と法律にのみ従う べき裁判官の独立を放棄したものであるというほかない。

このような判断がなされることは、公権力の違法な不作為によって損害を被った者が救済される 範囲を狭めた仙台高裁の判断を確定させるものであって、司法に対する国民の信頼を失わせるもの であり、さらに、行政の誤りを司法判断でただすことを規定した日本国憲法が定めている三権分立 を掘り崩すものでもある。

最高裁自ら、憲法の番人としてあるまじきこのような態度を示したことに、原告団と弁護団は厳 重に抗議するものである。

7 いわき市民訴訟の原告団と弁護団は、これで福島原発事故に対する国の責任を問う取り組みを終えることはない。

今後、最高裁でたたかわれる、また、現に地裁や高裁でたたかわれている同種訴訟において、裁判官が憲法の定める姿勢を発揮して良識ある判断を行うことを求める各訴訟団と連帯し、原発事故被害を二度と起こさず、そのために福島第一原発事故には国の責任があったと訴える多くの国民の声と連帯して、福島原発被害に対する国の責任が認められるその日まで、その活動を継続していく。

私たちのたたかいの目標は、福島原発事故のような過酷事故を絶対に繰り返さないという「ノーモア原発公害」を実現することである。私たちは、二度と再び原発事故が起こらないようにするため、全力を尽くす決意であることを改めて表明する。

「ノーモア原発公害」の実現を求めるすべての人々に、私たちとともに、手を携えて、原発公害 のない社会の実現に向けて、それぞれの取り組みに立ち上がることを呼び掛けるものである。

2024 (令和6) 年4月12日

ノーモア・フクシマいわき市民訴訟原告団

福島原発被害弁護団